

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 28 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2020

課題番号：19K23156

研究課題名（和文）20世紀初頭のフランスにおける法学方法論の研究

研究課題名（英文）A study of legal methodology in France at the beginning of the 20th century

研究代表者

村尾 太久（MURAO, Taku）

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：80849563

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 600,000円

研究成果の概要（和文）：20世紀初頭のフランスにおいて議論された私法領域における法解釈の方法について、フランソワ・ジェニーの法理論を中心に、法哲学の観点から検討・分析した。先行研究と異なるアプローチとして、19世紀末以降にフランスで展開された科学哲学上の概念との関係、20世紀初頭以降に形成される破毀院による判例法理や立法・法改正といった法実務との反省的關係、を軸に据えた。20世紀初頭のフランスにおいて「法」や「法学」についての方法的議論が、法実証主義対自然法論といった単純な対立図式を超える固有の背景を持つ点について、また、制定法主義の建前をとるフランスにおいて、法主体としての私法学者の役割について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の考察対象であるフランソワ・ジェニーの法理論は、我が国の民法解釈の方法論として参照されることはあったものの、その独自の体系について理論的内実を明らかにする研究は少なかった。一般に科学学派として評されるジェニーの理論を、フランス哲学上の諸概念や実証主義と関係づけた上で整理したことには、学術的意義がある。また、法学者を含む法律家に、制定法（立法者）と法適用者たる裁判官との間に介在し、法解釈について幅のある役割を担う可能性を見出すことは、裁判官を法解釈主体として立法との対立関係を前提する法哲学上の議論を相対化する意義がある。

研究成果の概要（英文）： I analyzed the methodology of interpretation of law in the field of private law, discussed in France at the beginning of the 20th century, from the viewpoint of legal philosophy, focusing on the legal theory of Francois Geny.

As an approach that differs from the previous studies, I have examined (1) the relationship with the concepts epistemology developed in France after the end of the 19th century, (2) the reflective relationship with the legal practice such as the case by Cour de cassation and the amendments to laws formed after the beginning of the 20th century.

In the early 20th century, the methodological debate on "droit" and "science du droit" in France had a unique background that went beyond the simple opposition between legal positivism and natural law theory, and the role of jurists as legal subjects in France, which has statutory law system.

研究分野：法理学

キーワード：フランソワ・ジェニー 科学学派 実証主義 法学方法論 法における擬制

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の対象であるフランスの私法分野における法学方法論的な体系化は、1804年のナポレオン法典編纂からおよそ100年が経過した19世紀末頃に私法学者によって担われた。フランス革命以後、裁判による司法的救済よりも、立法優位で法学上の議論が展開していくフランスにおいては、民法典の法解釈学として、その後およそ100年にわたって条文の解釈により立法者意思の探究を主眼とする注釈学が主流であった。その後、フランスでは19世紀末の普仏戦争と20世紀初頭の第一次世界大戦の間に、社会や文化が資本主義のもとで飛躍的に発展し、諸個人間の法律関係を前提としていた民法典と現実が乖離する場面が出現することで、民法典の修正が条文改正や新立法によってなされていくことになる。さらに、労働契約などの場面において生じる私人間の地位の非対等性などの問題に端を発し、立法府による新たな制定法の成立のみならず、学説上でも法解釈の方法として理論的な体系化が要請されていくこととなる。

そのような背景によって興隆した、私法解釈の方法論の研究は、これまで我が国の戦前・戦後期の私法学者らによって担われてきたが、そのアプローチは必ずしも十分ではなかった。フランソワ・ジェニーやレイモン・サレイユらによって代表される当時の私法解釈の方法を、日本民法の解釈学への方法論上の示唆として取り上げるにとどまり、彼らによってなされた理論体系が、どのような内容であるかの詳細な分析と、また理論化の方法論の検討、すなわち法の発見過程や正当化過程の理論として、その内実を詳らかにした上で妥当性を論ずつとといった考察がほとんどなされてこなかったからである。これらは、ジェニーやサレイユといった理論家の紹介を担った法学者が、実定法学者であったがために、基礎法研究者との関心の相違から、そのような結果に留まったものであると考えられる。また上述のような関心の相違によって、当時のフランスの私法学者が理論的前提としている哲学的基礎や、社会学の方法論基礎についてもほとんど省みられることがなかったように思われる。理論化の方法論的検討を行うにあたっては、当時の社会学や隣接諸科学上の方法論がどのように法学に継受されたか、哲学的基礎として根強いトマス主義的自然法論や伝統的自然法論がどのように法発見の過程の理論構築を基礎づけるのかを明らかにした上で検討しなければ、大陸法系の中でも固有の理論土台を持つフランス法理論を正確に素描することができない。

本研究では、以上の学術的背景から3つの課題を設定した。一つは、ジェニーやサレイユを中心とした19世紀末から20世紀初頭にかけての科学学派が、どのように法の発見・正当化過程を体系化したかについての方法論的な内容の検討である。二つ目は、その内容についての方法論的意義の検討である。これらはドイツの概念法学に近いと評される注釈学の法学方法論上の立場と、伝統的自然法論、社会学の実証主義の法的派生と考えられる連帯主義、それぞれとの比較・整理を通じてなす予定であった。三つ目は、それらの体系化された理論が、その後、20世紀後半に至るまでに、フランスにおいてどのような評価を得てきたのかを整理することであった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、第一にジェニーやサレイユ、レオン・デュギー、ルネ・ドゥモーグらによって担われてきた私法解釈の理論体系の基礎となる科学性の概念を明らかにすることであり、また第二に、各論者が用いている科学の意味を、その理論的前提ごとに整理することで、20世紀初頭になされた法理論に関する研究の理論的側面をできる限り正確に理解することにあつた。

その上で、理論化の前提となっていた諸問題について、20世紀初頭になされた破毀院による判例変更や新立法を検討し、理論的超克のあり方と、現実の法実践との間隙を埋めるという目的があつた。また、そのような19世紀末から20世紀初頭にかけての法をめぐる諸問題についての全体像を、フランス固有の事情に照らして明らかにすることで、第三に、英米独を中心として積み上げられてきた法学方法論上の理論を相対化することにあつた。

## 3. 研究の方法

研究の方法として以下のような手順で進めた。まず、一年目においては、19世紀末から20世紀にかけて私法領域において、法理論の体系化を試みているフランソワ・ジェニーの文献を仔細に検討し、さらにジェニーの議論を、レオン・デュギーやルネ・ドゥモーグらの議論と比較することで、シアンスの概念を、連帯性や実証性との比較において明らかにした。その上で、ジェニーの法認識論やその認識に基づいて構成される実定法の正当化過程について整理した。次いで、2年目は、ジェニーが法の技術的構成として叙述するものを考察の対象とした。実際に解釈上の論争があつた具体的な諸論点を題材に、民法典の条文の書かれ方と、それに含まれる「推定」や「擬制」といった法技術上の意味が、法の科学的自由探究にどう結びつくのかを具体的に分析し、併せて破毀院の判例法理形成や、スイス民法の条文なども検討することで、法実践としての意義を検討した。

## 4. 研究成果

2019年度9月に、法理学研究会・東京法哲学研究会にて「フランソワ・ジェニーの法理論の側面―「法技術」についての議論を手掛かりに」というテーマで研究会報告を行ったほか、12月に「フランソワ・ジェニーの法理論における『科学 (la science)』についての一考察」と題した論文を京都大学の大学紀要である法学論叢に公表した。前者は、フランスにおける「法」と「実定法」の関係が「構成」の概念によって説明される過程を、当時のフランスの学説や判例、立法の実例に即して紹介するという趣旨の報告であり、後者は、「法」の理論化に際して、提要としてジェニーが用いる「科学」の概念をフランス哲学上の特色と相関させて説明を試みるものであった。また、2020年度11月に、日本法哲学学会学術大会において、「フランソワ・ジェニーの『法における擬制論』」という論題で研究発表を行った。本報告は、2年目に予定していた、私法解釈上の具体的論点を題材として、ジェニーの法の技術的構成の議論を説明する内容の成果である。

以上を通じて、第一に、フランス固有の事情に基づいた法理論をできる限り正確に、描き出すという目的について一定の成果を得た。しかし、主として考察の対象とできたのはフランソワ・ジェニー個人の理論であり、他に多くある実定法学者らの方法論的議論との比較は十分ではない。また、第二に、破毀院による判例法理形成の方法と、論争点となる制定法上の条文の考察を通じて、①破毀院とそれ以外の法律家の役割分担がどのように捉えられているかや、②法の欠缺や不備に際して、あくまでも制定法を出発点とした法解釈がどのように理屈づけられるか、といった点を明らかにすることで、理論面と実践面の橋渡しについてどのように考えられていたかを説明することができた。

本研究は、当初掲げていた英米独を中心とした法学方法論を、フランスに固有の法理論という観点から相対化するという大きな目標に照らせば、道半ばであり、それらに取り組むには、他領域に精通するより多くの研究者を巻き込んで段階的になされる必要があると認識しているが、個人研究による本研究成果は、それらの研究を進めていく上での理論的土台となると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 村尾太久	4. 巻 -
2. 論文標題 「フランソワ・ジェニーの法理論における『科学 (la science) 』についての一考察」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法學論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 村尾太久
2. 発表標題 フランソワ・ジェニーの「法における擬制論」
3. 学会等名 日本法哲学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 村尾太久
2. 発表標題 「フランソワ・ジェニーの法理論の一側面 「法技術」 についての議論を手掛かりに」
3. 学会等名 法理学研究会
4. 発表年 2019年～2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------